

国債の決済期間の短縮化に関する検討ワーキング・グループ（第 50 回）  
（書面）

平成 30 年 3 月 8 日

議 案

（審議事項）

- 総合運転試験（RT）フェーズ 3 の成否判断結果について（案）

以 上

# 議案説明

平成30年3月8日

## (審議事項)

### ○ 総合運転試験（RT）フェーズ3の成否判断結果について（案）

国債取引の決済期間T+1化（以下「T+1化」という。）に関しまして、T+1化移行時に円滑な事務を行えるようにするため、平成29年10月から三段階（フェーズ1からフェーズ3）に分けて総合運転試験（RT）を実施してまいりました。

今般、資料1「RTフェーズ3の結果等について」のとおり、フェーズ3の結果について取りまとめるとともに、RTフェーズ3の結果が「T+1化の実施日の決定に係る手続等について」の別紙1「RTフェーズ3の成否判断の基準について」における「RTフェーズ3の判断結果を『否』とする基準」のいずれにも該当しないことを確認いたしました。

つきましては、資料2「総合運転試験（RT）フェーズ3の成否判断結果について（案）」のとおり、RTフェーズ3の成否判断結果を「成」とすることについてお諮りいたします。

なお、本WGでご承認いただき次第、RTフェーズ3の成否判断結果を、本協会ホームページに掲載する等の方法により市場参加者へ周知する予定でございます。

以上

## RTフェーズ3の結果等について

平成 30 年 3 月 8 日

## I. RTフェーズ3の結果概要

- フェーズ3-1（実施日：2018年1月14日）
- フェーズ3-2（実施日：2018年2月4日）
- フェーズ3-3（実施日：2018年2月18日）
- フェーズ3-4（実施日：2018年3月4日）

	証券・ 短資・ 証券金融	銀行	信託銀行	投信・ 投資顧問	その他	合計
<b>I. 市場取引（参加会社数：112社）</b>						
（1）テスト結果	完了：33社 未完了：1社	完了：44社 未完了：0社	完了：7社 未完了：0社	完了：9社 未完了：0社	完了：18社 未完了：0社	完了：111社 未完了：1社
（2）未完了となった要因	自社の準備不足	—	—	—	—	—
（3）未完了となった要因の解消見込及びT+1化実施への支障						
① 軽微な確認事項であり、大きな支障はない。	1	—	—	—	—	—
② 重要な確認事項であるが、解消・対処の見通しが立っているため、大きな支障はない。	—	—	—	—	—	—
③ 重要な確認事項であり、解消・対処の見通しが立っていない。T+1化実施に重大な支障がある。	—	—	—	—	—	—
<b>II. 国債の入札・発行払込（参加会社数：53社）</b>						
（1）テスト結果	完了：27社 未完了：0社	完了：19社 未完了：0社	完了：2社 未完了：0社	完了：0社 未完了：0社	完了：5社 未完了：0社	完了：53社 未完了：0社
（2）未完了となった要因	—	—	—	—	—	—
<b>III. 日銀オペ（参加会社数：39社）</b>						
（1）テスト結果	完了：25社 未完了：0社	完了：10社 未完了：0社	完了：3社 未完了：0社	完了：0社 未完了：0社	完了：1社 未完了：0社	完了：39社 未完了：0社
（2）未完了となった要因	—	—	—	—	—	—

※ RTフェーズ3においては、予備日（3月18日（日））は使用しない。

## II. RTフェーズ3の成否判断

	基準	結果	基準該当性
基準①	RTフェーズ3においてインフラ機関（証券保管振替機構、日本証券クリアリング機構及び日本銀行）のシステムに問題が生じたため、RTフェーズ3を完結することができなかった場合	インフラ機関のシステム問題は不発生	非該当
基準②	国債の取引量に照らして相当数のRTフェーズ3参加者がRTフェーズ3を完結することができなかった場合	RTフェーズ3を完結することができなかった参加者なし	非該当
基準③	その他、RTフェーズ3の結果に照らして、実施予定日に国債取引の決済期間T+1化等を実施することに特段の支障があると認められる場合	特段の支障は認められない	非該当

(注) RTフェーズ3の成否判断の基準の詳細については、別添の「T+1化の実施日の決定に係る手続等について」別紙1「RTフェーズ3の成否判断の基準について」及び「総合運転試験(RT)フェーズ3の成否判断に係る「相当数」の基準について」を参照

以上

### 総合運転試験（RT）フェーズ3の成否判断結果について（案）

平成 30 年 3 月 8 日  
国債の決済期間の短縮化に関する  
検討ワーキング・グループ

国債取引の決済期間T+1化（以下「T+1化」という。）に関しては、T+1化移行時に円滑な事務を行えるようにするため、平成29年10月から三段階（フェーズ1からフェーズ3）に分けて総合運転試験（RT）を実施したところである。

今般、資料1「RTフェーズ3の結果等について」のとおり、フェーズ3の結果について取りまとめるとともに、RTフェーズ3が、「T+1化の実施日の決定に係る手続等について」の別紙1「RTフェーズ3の成否判断の基準」における「RTフェーズ3の判断結果を『否』とする基準」のいずれにも該当しないことを確認したことから、RTフェーズ3の成否判断結果を「成」とする。

以 上

## T + 1 化の実施日の決定に係る手続等について

平成 29 年 8 月 3 日  
日本証券業協会

日本証券業協会の証券受渡・決済制度改革懇談会においては、平成 29 年 2 月、国債取引の決済期間 T + 1 化等（以下「T + 1 化」という。）の実施予定日を平成 30 年 5 月 1 日（火）（約定分）とすることを決定した。

今般、証券受渡・決済制度改革懇談会及び国債の決済期間の短縮化に関する検討ワーキング・グループにおける審議の結果、T + 1 化の実施日の決定に係る手続等について、下記のとおり決定した。

### 記

#### I. T + 1 化実施までの手続について

##### 1. RTフェーズ3の成否判断に係る手続について

- ① 日本証券業協会は、RTフェーズ3（市場取引に係るものをいう。以下同じ。）終了後、平成 30 年 3 月 5 日（予備日を使用した場合は平成 30 年 3 月 19 日）までに、RTフェーズ3参加者から、自社のRTフェーズ3の結果について報告を受ける。
- ② 国債の決済期間の短縮化に関する検討ワーキング・グループは、上記①の後遅滞なく、日本証券業協会から、RTフェーズ3の結果の報告を受けるとともに、RTフェーズ3の成否判断を行う。  
なお、RTフェーズ3の成否判断の基準は、別紙1のとおりである。
- ③ 日本証券業協会は、RTフェーズ3の成否判断の結果について、ホームページに掲載する等の方法により速やかに市場参加者に周知する。

## 2. T + 1 化の実施日延期の要否決定に係る手続について

① 日本証券業協会は、上記 1. の R T フェーズ 3 の成否判断後速やかに、インフラ機関（証券保管振替機構、日本証券クリアリング機構及び日本銀行をいう。以下同じ。）と連携のうえ、T + 1 化の実施日の延期の要否判断を行う。

なお、T + 1 化の実施日の延期の要否判断の基準は、別紙 2 のとおりである。

② 日本証券業協会は、T + 1 化の実施日の延期の要否判断の結果について、ホームページに掲載する等の方法により速やかに市場参加者に周知する。

## 3. T + 1 化の実施日の決定に係る手続について

① 証券保管振替機構及び日本証券クリアリング機構は、平成 30 年 4 月上旬を目途として T + 1 化に係る自社システムの稼働判定を行うとともに、当該判定結果を日本証券業協会に報告する。

② 日本証券業協会は、上記①の報告を踏まえ、インフラ機関と連携のうえ、T + 1 化の実施日を決定する（実施予定日の T + 1 化実施を決定する）。

③ 日本証券業協会は、T + 1 化の実施日について、ホームページに掲載する等の方法により速やかに市場参加者に周知する。

## 4. インフラ機関のシステム移行作業に係る手続について

① 証券保管振替機構及び日本証券クリアリング機構は、実施日直前の 3 連休（平成 30 年 4 月 28 日～30 日）に行うシステム移行作業の結果を日本証券業協会に報告する。

② 日本証券業協会は、上記①の報告内容について、ホームページに掲載する等の方法により速やかに市場参加者に周知する<sup>(注)</sup>。

## II. T + 1 化の実施の予備日の設定について

---

<sup>(注)</sup> 日本証券業協会は、平成 30 年 4 月 29 日までに証券保管振替機構及び日本証券クリアリング機構から報告を受け、同年 4 月 29 日に周知を行う予定。

上記 I. の手続において、実施予定日に T + 1 化を実施することに特段の支障があると認められ、T + 1 化の実施を延期する場合に備え、T + 1 化実施の予備日を設定する必要がある。

当該予備日については、システム移行作業の実施のため直前に 3 連休以上を確保する必要があること及び R T の結果等により判明した課題の解決のために相応の時間を確保する必要があること等を踏まえ、平成 30 年 7 月 17 日（火）とする。

以 上



(別紙1)

## R Tフェーズ3の成否判断の基準について

平成29年8月3日

R Tフェーズ3（市場取引に係るものをいう。以下同じ。）の成否判断の基準は、下記のとおりとする。

### 記

以下のいずれかに該当する場合、R Tフェーズ3の判断結果を「否」とする。

それ以外の場合、R Tフェーズ3の判断結果を「成」とする。

なお、R Tフェーズ3の判断結果を「否」とする場合、その原因が実施予定日（平成30年5月1日（火））までに回復する見込みがないかについて同時に判断を行う。

① R Tフェーズ3においてインフラ機関（証券保管振替機構、日本証券クリアリング機構及び日本銀行）のシステムに問題が生じたため、R Tフェーズ3を完結することができなかった場合

② 国債の取引量に照らして相当数のR Tフェーズ3参加者がR Tフェーズ3を完結することができなかった場合

（注）「相当数」の具体的な基準について、今後、国債の決済期間の短縮化に関する検討ワーキング・グループにおいて検討する。

③ その他、R Tフェーズ3の結果に照らして、実施予定日に国債取引の決済期間T+1化等を実施することに特段の支障があると認められる場合

以上

(別紙2)

T + 1 化の実施日の延期の要否判断の基準について

平成 29 年 8 月 3 日

R T フェーズ 3 の成否判断を踏まえた T + 1 化の実施日の延期の要否判断の基準は、下記のとおりとする。

記

以下のいずれかに該当する場合、T + 1 化の実施日の延期を「要」とする。  
それ以外の場合、T + 1 化の実施日の延期を「不要」とする。

- ① 国債の決済期間の短縮化に関する検討ワーキング・グループにおいて、R T フェーズ 3 について、成否結果を「否」かつその原因が実施予定日（平成 30 年 5 月 1 日（火））までに回復する見込みがないと判断した場合（ただし、T + 1 化の実施日の延期を不要とする特段の事情がある場合を除く。）
- ② その他、実施予定日に国債取引の決済期間 T + 1 化等を実施することに特段の支障があると認められる場合

以 上